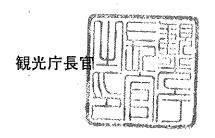


観観産第137号 平成24年6月29日

社団法人 全国旅行業協会会長 殿



「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」 の周知について

標記に関し、自動車局長より別添のとおり旅行業者に対する周知について、協力 依頼がまいりましたので、貴協会におかれても、傘下旅行業者に対し、周知をお願い いたします。



国自旅第209号の3 平成24年6月29日

観光庁長官 殿



「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の旅行業者への周知に係る協力について(依頼)

利用者にも貸切バスの契約上の留意点への理解や安全運行の確保への協力を求めることにより、安全の確保等をより確実にするため、本年4月に公表された「バス事業のあり方検討会」報告書において、ガイドラインの作成・周知が提言されたところである。

また、本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、今夏の多客期の安全確保のための緊急対策等として決定された「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」の具体的な安全対策の一つとして、標記ガイドラインを作成し、旅行業者等に対して周知を図るとともに、これに沿った貸切バス事業者の選定・発注がなされるよう指導・要請することとされている。

このため、別添のとおり「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を作成したので、旅行業者への本ガイドラインの周知にご協力願います。